

**オンライン資格確認等システムによる
保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書**

私は、守口市国民健康保険が、オンライン資格確認等システムにより、守口市国民健康保険に加入する前に加入していた保険者に対し、特定健診情報の取得の作業を行うことに同意しません。

記入日：令和 年 月 日

守口市長 様

被保険者記入欄

フリガナ	
氏 名	
(代理人記入の場合、代理人氏名)	
(続柄)	
被保険者証の 記号・番号	守国 — (枝番)

(裏面の説明も、よくご覧ください。)

オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について

オンライン資格確認等システムは、医療保険制度の効率的な運営を図るために導入されました。このシステムの機能として、守口市国保に加入する前に加入していた保険者(以下「旧保険者」という。)が実施したあなたの特定健康診査(以下「特定健診」という。)の情報について、守口市国保が提供を受けることが可能となっています。また、この提供にあたっては、法令により守口市国保又は旧保険者は、被保険者又は被保険者であった者の同意を得ることは不要とされています。

併せて法令では、被保険者が特定健診の情報について、旧保険者から現保険者に提供することを希望しない場合は、被保険者より現保険者に対してその旨の申し出をすることが可能であり、その申し出があった場合は、現保険者は旧保険者に対し、当該被保険者に係る特定健診情報の提供を求めないこととされています。

以上から、被保険者から上記の申し出(以下「本申請」という。)があった場合は、守口市国保は、旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しません。

1. 提供されない具体的な情報項目について

特定健診情報には以下の項目があり、本申請によりその全てが旧保険者から守口市国保に提供されません。

特定健診受診年月日、特定健診情報(身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等)

2. 本申請の効果と留意事項について

- ・ 本申請をもって守口市国保は、オンライン資格確認等システム上に設定を行い、被保険者の特定健診情報が閲覧できないようにします。
- ・ ただし、今後、守口市国保から別の保険者へ被保険者が異動した場合、特定健診情報を異動先の保険者が閲覧できないようにするためには、当該異動先保険者においてオンライン資格確認等システム上の設定が再度必要となることから、異動先の保険者に対して不同意に係る本申請書を再度提出する必要があります。